

令和2年度事務事業一覧（事務事業マネジメントシートから一部抜粋）

通し番号	事業番号	事務事業名	課名	事業の目的	事業の概要	成果
1	502	レンタサイクル事業	都市計画部総合交通政策課	レンタサイクルの貸出をとおして、移動の利便性の向上を図り、また、つくば市中心市街地や筑波山麓地域、つくば霞ヶ浦りんりんロード沿線地域等のビジネスや地域振興に寄与すること。	つくば駅及び筑波山口で自転車の貸出業務を実施する。 貸出しにあたり、申請書受理及び利用料金の徴収等を委託し、自転車の修理、日別・月別利用台数調査を実施する。	つくばセンターで2,852台、筑波山口で612台の貸出実績となった。緊急事態宣言等により62日間の休止があったことから、いずれも対前年度比でマイナスとなったが、筑波山口の1営業日当たりの利用台数は、前年度比を上回り、レンタサイクルが三密を回避できるレジャー・移動手段として事業発展の見込みがあることが示された。
2	503	広域レンタサイクル事業	都市計画部総合交通政策課	広域レンタサイクルの貸出により、市域をまたいだ広範囲の移動における利便性を向上させ、観光客や地元住民が地域を周遊する動機を図ることで交流人口の拡大と地域経済の活性化等を図る。	茨城県、対象地域の14市町村、国、企業、その他関係団体で構成する、つくば霞ヶ浦りんりんロード活用推進協議会の中で県、関係8市町と広域レンタサイクル部会を構成し、レンタサイクル乗り捨てシステムの事業を展開していく。	つくば霞ヶ浦りんりんロード活用推進協議会のサイクリングマップの増刷や、各種観光情報の提供としてつくば霞ヶ浦りんりんロードのPRを実施した。 つくば市内の貸出場所であるつくば総合インフォメーションセンターでは172台の貸出を行い、前年度比プラスを達成した。
3	510	都市計画審議会開催事業	都市計画部都市計画課	各種都市計画を定めるにあたり、調査・審議し、都市行政の円滑な運営を図る。	つくば市の都市計画行政推進に必要となる、都市計画決定（用途地域、道路、公園、地区計画等）の案件について、調査、審議を行う。	年2回（9月及び3月）都市計画審議会を開催し、諮問2件、報告5件を行った。 諮問及び報告案件について審議され、都市行政の円滑な運営を図ることができた。
4	516	都市計画決定事務事業	都市計画部都市計画課	都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与する。	区域区分、用途地域等の土地利用に関するものや、道路・下水道・公園などの都市施設に関するもの、土地区画整理事業などの市街地開発事業に関するもの及びまちづくりに必要な地区計画などの各種都市計画を定める。 都市計画の情報をデジタルで管理し、情報提供を行う。	都市計画の変更により、望ましい土地利用への誘導を図ることができた。
5	518	屋外広告物申請許可事業	都市計画部都市計画課	市内における屋外広告物の適正誘導を図り、良好な景観の形成、風致の維持及び公衆への危険防止を図る。	つくば市屋外広告物条例に基づく許可を行う。 屋外広告物の許可制度の周知等を推進する。	つくば市屋外広告物条例の適正な運用や市ホームページ等での周知活動により、無秩序な広告物の掲出を防止し、街並み景観、道路沿道景観、都市景観等の維持保全が図られた。
6	519	違反広告物除却事業	都市計画部都市計画課	違反広告物を減少させるとともに、良好な街並み景観の保全を図る。	研究学園地区内、幹線道路沿線その他違反広告物の多い特定の地域において、簡易に除却できる違反広告物の定期的な除却を行う。 茨城県まちの違反広告物追放推進制度に基づき、地域のボランティア団体を推進団体に認定し、地域における違反広告物の除却を推進する。	業務委託及び市職員による定期的なパトロールを実施したことにより、市内の景観保全が図られた。
7	521	下水道特別会計繰出事業	都市計画部都市計画課	一般会計から下水道事業特別会計へ繰出しを行い、下水道事業の整備推進を図る。	一般会計から下水道事業特別会計へ繰出しを行う。	一般会計から繰出しを行い、下水道事業の整備推進を図ることができた。

令和2年度事務事業一覧（事務事業マネジメントシートから一部抜粋）

通し番号	事業番号	事務事業名	課名	事業の目的	事業の概要	成果
8	522	景観形成事業	都市計画部都市計画課	良好な景観の形成を推進する。	市民への情報提供や意識啓発、専門講習等の受講 景観協定に関する指導及び認可、景観審議会の開催 景観法に基づき、条例で定める一定規模を超える建築行為等について計画内容を届出させ、審査する。 一定規模以上の再生可能エネルギー発電設備の設置について計画内容を届出させ、適正な設置、管理を誘導する。	景観審議会での審議や届出対象行為を景観形成基準に基づき規制誘導することにより、良好な景観の維持・形成を図った。 一定規模以上の発電設備の設置について、ガイドライン及び要綱に基づき誘導することにより、適正な設置、管理を図った。
9	526	地域まちづくり支援事業	都市計画部都市計画課	市民等による自発的な地域まちづくり活動の状況に応じた支援を行い、「協働による地域まちづくり」を推進し、魅力的な地域社会の構築を図る。	規則に基づき、市民等が地域で行うまちづくりについて、その活動状況を初期段階から4段階に分類し、それぞれの段階に応じた支援を行う。支援方策としては、市民向けの講座の開催や、登録グループ等へのまちづくり専門家の派遣、活動資金の助成等を行う。	まちづくりアドバイザーの派遣により、グループの課題について議論を深めることができた。国交省の制度を活用して職員向けの講座を実施し、職員のスキルアップができた。
10	527	つくばエクスプレス沿線コミュニティ補助事業	都市計画部沿線開発整備室	つくばエクスプレス沿線開発区域及びその周辺集落の良好な地域社会と新たなコミュニティ形成のほか、賑わいの創出を図る。	・まちづくり協議会においては、視察研修や各種勉強会を実施することにより、住みよいまちづくりに向けた知識の習得、清掃や防犯活動を通じた安心安全な住環境の創出を図る取組みなどの支援を行う。 ・各駅前イルミネーション実行委員会においては、イルミネーションの装飾や点灯式開催にあたり必要な支援を行う。	鳥名地区まちづくり協議会においては、交付した補助金を活用し、沿線開発区域内及び周辺区域において植樹を行い景観形成の促進のほか、不法投棄物の撤去などの保全活動を実施した。 各駅前イルミネーション実行委員会を中心にイルミネーションの装飾が行われ、駅周辺の住民が交流する機会を創出した。
11	528	つくばエクスプレス沿線まちづくり事業	都市計画部沿線開発整備室	土地区画整理事業者（茨城県）と調整を行い、土地区画整理事業の円滑な進捗を図る。	毎年度茨城県とつくば市とで費用負担協定書を締結し、負担金の支払いを行う。なお、茨城県は国の補助金と市からの負担金を合わせ土地区画整理事業を施行する。	都市計画道路（市道）の整備に要する経費の一部を負担した結果、土地区画整理事業の進捗につながった。
12	529	景観緑地のあるまちづくり推進事業	都市計画部沿線開発整備室	住宅地と一体となった良好な景観を形成し、市民生活の向上と地域社会の健全な発展に資する。	・土地所有者は管理組織を結成し、市が承認した整備・管理計画書に基づき緑地を整備・管理する。 ・市は、計画書に基づいて整備された緑地の所有者と「地上権設定契約」を締結し、景観緑地を設置する。 ・管理組織は、市からの地代をもとに景観緑地の管理を行う。	さくらの森で2区画、流星台で1区画と地上権設定契約を締結した。 春風台で1区画、春風台北部で3区画、さくらの森で13区画、流星台で10区画と地上権設定契約内容の承継に関する契約を締結した。 春風台の景観緑地に係る訴訟について、弁護士や市法務課と準備書面作成等の対応を行った。
13	530	公有地利活用推進事業	都市計画部公有地利活用推進課	未利用の公有地について、地域特性に配慮して、公的利活用、地域利活用及び民間利活用の方策を検討する。	公的利活用について、庁内で検討及び調整 地域利活用について、地域の意向の把握及び利活用に向けた地域との調整 未利用地の公的利活用、地域利活用ができない場合は、民間での利活用の可否を調査検討及び調整 利活用方策について、地元説明会の開催や施設ごとの公有地利活用方策検討会を開催	学校跡地の筑波東中の一部を、ジオパーク拠点とする利活用方策が決定した。 上郷高校跡地は陸上競技場整備基本構想で整備候補地となった。 谷田部庁舎、峯崎庁舎跡地は利活用方策を地元へ説明した。 春日消防本部跡地は筑波大学によるPFI事業の公募が開始された。
14	534	魅力ある研究学園都市地域の推進事業	都市計画部学園地区市街地振興室	緑豊かなゆとりある都市環境を継承しつつ、社会情勢の変化等への対応やつくばならではの自然と科学技術が融合した都市環境の形成を図り、つくばならではの街並みや体験を創出する。	研究学園都市地域内で土地利用転換が見込まれる国家公務員宿舎跡地等については、地区計画や無電柱化 条例等を活用し、緑豊かな市街地創出するまちづくりを推進する。また、つくばセンター広場の維持管理のほか、つくばの顔となるつくば駅周辺については、パブリックスペース活用や科学技術を取り入れた取組、エリアマネジメントの推進により、つくばらしさが感じられる場を創出し、都市の魅力を高めていく。	国家公務員宿舎跡地について住宅のみでない機能の誘導に向け、土地所有者の財務省との調整を実施し、誘導手法等について具体的に調整を実施した。また、ソトカフェ等によるパブリックスペースの活用を実施し、魅力ある空間を創出した。つくばセンタービルは、基本設計を実施し、リニューアルに向けた具体 的計画を検討した。また、4月1日エリアマネジメント団体設立に向けた各種調整等を実施した。

令和2年度事務事業一覧（事務事業マネジメントシートから一部抜粋）

通し番号	事業番号	事務事業名	課名	事業の目的	事業の概要	成果
15	535	地域拠点活力共創マネジメント事業	都市計画部周辺市街地振興室	自立的・持続的な周辺市街地の活性化を図る。	地域共創プラットフォーム（周辺市街地活性化協議会）の運営・組織強化支援 つくばR8地域活性化ブランコンペティションの開催・採択プラン実施支援 市街地カルテの作成・更新 周辺市街地の資源・魅力の発見・発信	協議会活動を周知する手段として、SNS等の環境整備を行った。SNSの運用は各協議会の自主性に任せて行ったが、運用を実施した協議会からは、地域住民の協議会活動の認知度が向上したという声が上がっている。
16	536	周辺市街地活性化チャレンジ補助金	都市計画部周辺市街地振興室	地域主体の地域活性化に関する取組を支援する。	周辺市街地活性化協議会（8周辺市街地毎に1団体を認定）へ上限50万円の補助金を支出するなどし、地域活性化の取組を支援する。	各協議会においても、市と連動してSNS等を活用していった結果、協議会に新規で参加する方や、活動に興味を持って問合せを多数受けた、認知度が上がったとの意見が出てきている。
17	559	つくば市建築審査会事業	都市計画部建築指導課	建築基準法に基づく同意、審査請求及び市長からの諮問等があった場合に審査会を開催する。	特定行政庁の諮問機関であり、建築基準法に規定する同意、審査請求に対する審査、裁決を行う。	建築基準法第43条第2項第2号許可における包括同意基準をすることで、適正かつ円滑な建築審査会の運営を図ることができ、建築物の安全と安心を確保し、社会の要請に的確に応えることができた。
18	560	つくば市ラブホテル等建築審議会に関する事務	都市計画部建築指導課	市民の健全な生活環境の保全及び青少年の健全な育成を図る	「つくば市ラブホテルの建築等規制条例」では、ラブホテル建築禁止区域を定め、ホテル等の用に供する建築物の建築等をしようとするときは、申請書を提出して市長の確認を受けなければならない この条例の施行に関する重要事項を調査審議するため、つくば市ホテル等建築審議会を置く	ラブホテルの建築等を制限し、健全な生活環境の保全及び青少年の健全な育成が保たれた
19	561	つくば市耐震改修促進計画に基づく事業	都市計画部建築指導課	市民自らが地震に対する意識を高め建築物等の耐震化に取り組むとともに、市が所有する公共建築物の耐震化を推進する	木造住宅耐震診断士派遣事業、木造住宅耐震改修費補助事業、民間の住宅及び特定建築物の所有者に対して耐震化への啓発活動、危険ブロック塀の撤去補助事業、市有建築物の耐震化の向上を目指す ※行政改革アクションプラン「56公共施設の耐震化の促進」該当	木造住宅耐震診断士派遣事業に4件の申し込み、耐震診断士を派遣。木造住宅耐震改修費補助事業は申込者なし。危険ブロック塀の撤去補助事業に5件の申し込みがあり、5件すべて危険ブロック塀の撤去完了。民間の住宅及び特定建築物の耐震化について啓発活動を実施。市有建築物の耐震化の向上のため会議を実施。
20	562	開発審査会事務	都市計画部開発指導課	無秩序な開発行為を抑制し、地域の実情に合った公正かつ適正な制度運用を図る。	都市計画法第78条第1項の規定に基づき設置した付属機関であり、開発許可等の処分について、開発審査会を開催し審査を行う。	市街化調整区域で無秩序な開発行為を抑制し、地域の実情に合った公平かつ適正な制度の運用が図られた。
21	564	開発許可等事務	都市計画部開発指導課	良好な自然的環境の保全、快適な居住環境の創出及び優れた都市環境の整備に資する。	都市計画法の許可基準及び技術基準を踏まえた審査、開発行為に関する条例及び開発許可等の手引きに基づき許可、指導を行う。 市民の防災意識を高めるため、大規模盛土造成地マップのホームページ公開等を行う。	都市計画法を遵守させた結果、違反建築物、無秩序な開発を防止した。 課内での情報共有や専門的知識の習得が図られ、窓口対応等をスムーズに行うことができた。

令和2年度事務事業一覧（事務事業マネジメントシートから一部抜粋）

通し番号	事業番号	事務事業名	課名	事業の目的	事業の概要	成果
22	567	自転車のまちづくり推進事業	都市計画部総合交通政策課	クルマから自転車への転換を推進する。	環境に優しく、健康増進にもつながる自転車を市内の重要な交通手段の一つとして位置づけ、つくば市自転車安全利用促進計画に基づき、自転車の安全で適正な利用を促しつつ、市内の自転車利用の向上を図るため、安全教育や走行環境の整備、自転車通勤の推進などの各種取組を行う。	(仮称) つくば市自転車活用推進計画策定の道筋を立てた。 ナショナルサイクルルートに指定された「つくば霞ヶ浦りんりんロード」へのアクセスルート完成市民の自転車利用推進の一助となりうる、旧筑波東中学校へのサイクリング拠点の基本構想を検討新規事業である児童自転車用ヘルメット購入補助金制度手続の平準化を達成
23	568	コミュニティバス「つくバス」運行事業	都市計画部総合交通政策課	市内公共交通網の幹線として、路線バスを補完し、市内各地の核となる拠点と鉄道駅を結ぶ、都市内交通としての役割を担う。	9路線において、一日283便、年間365日コミュニティバスを運行する。 つくバス運行に伴う諸問題を解消するとともに、利用促進に向けた取組を行う。	バス停新設要望については、令和3年つくば市公共交通活性化協議会にて協議し、バス停上屋については、その契約等に係る協議を継続して行うこととした。令和2年度の利用者は646,036人であり、前年度と比較し6割となっている。
24	569	デマンド型交通「つくタク」運行事業	都市計画部総合交通政策課	市内公共交通網の支線として幹線である路線バス等を補完する。バスへの接続及び交通弱者をはじめとする市民の日常生活を支える交通手段の確保。	5地区（筑波、大穂・豊里、桜、谷田部、荃崎）において、平日（年末年始を除く）9時～16時に運行する。	利用者は令和2年度は41,071人となっており、前年度比8割程度となっている。 出産支援運賃割引制度の導入 共通ポイントの追加「つくば警察署」 出産支援関連共通ポイント追加「筑波学園病院」「西大沼（なないろレディースクリニック前）」
25	570	地域公共交通網形成計画進行管理業務	都市計画部総合交通政策課	利便性が高く、持続可能な公共交通網の実現を図る。	つくば市公共交通網形成計画に掲げられた施策を着実に実行し、目標を達成していくために、交通施策の企画・調整及びアンケート調査等による計画全体の目標達成状況の点検、評価、改善等を行う。	公共交通改編後の各交通施策の利用状況を分析することで、改編に向けた基礎データを整理するとともに、つくバス等の改善策について交通事業者と協議を進めた。
26	571	つくばエクスプレス利便性向上事業	都市計画部総合交通政策課	つくばエクスプレス利用者の利便性を向上させる。	沿線区市と連携し、つくばエクスプレス利便性向上のための要望活動や勉強会等を行う。	特になし
27	984	建築基準法等による許可、認定、指定等に関する事務	都市計画部建築指導課	地域の実情にあった、安全で安心して暮らすことができる住環境の実現を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築基準法に基づく許可、認定、指定及び認可申請の審査</li> <li>・長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく認定申請の審査</li> <li>・建築基準条例に基づく認定申請の審査</li> <li>・地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例に基づく許可又は認定申請の審査</li> <li>・敷地制限条例に基づく認定及び許可申請の審査</li> </ul>	特例許可を行うことにより地域の実情にあった土地の有効利用を図ることができた。 長寿命化で省エネ性能の高い建築物のストックができた。
28	1004	建築物等の防災・安全対策等に関する事務	都市計画部建築指導課	災害時における人の避難の安全を確保するとともに、人命にかかわる二次災害を防止する	不特定多数の人が利用する特殊建築物、特殊建築物の防火設備及び昇降機を所有管理する者は専門技術者に調査させ、結果を市に報告する 特殊建築物の立ち入り調査を消防部局と連携して実施し、防火避難規定の適合性を確認する 地震等により、被災した市町村に設置される災害対策本部からの要請があれば、現地に出向き、建築物等の倒壊などによる危険性を判断し、所有者及び通行人等に状況を周知する	特殊建築物報告件数79件、防火設備報告件数128件（4月～3月）、昇降機報告件数1,592件 本年度の防災査察は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から未実施 応急危険度判定士コーディネーターへ新たに3名登録

令和2年度事務事業一覧（事務事業マネジメントシートから一部抜粋）

通し番号	事業番号	事務事業名	課名	事業の目的	事業の概要	成果
29	1005	建築基準法による建築確認の審査及び指導等に関する事務	都市計画部建築指導課	安全で安心なまちづくりの実現及び建築物の質の向上を図るとともに、資源の有効な利用の確保及び廃棄物の適正な処理を図る。	建築基準法及び都市計画法における違反建築等を防止するための建築パトロールを実施し、確認表示板の掲示や適正な工事監理の必要性などの啓発活動を行う 建築基準法に基づく確認申請及び計画通知の審査 都市計画法に基づく地区計画の届出受理 建設工事に係る資材の再資源化に関する法律（建設リサイクル法）に基づく届出受理	建築基準法による申請・届出の審査を行い、法令を遵守した適法な建築計画へ誘導することによって安全で安心なまちづくりを進めることができた。 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止によりパトロール回数を1回とした。違反建築物調査パトロールの継続的な実施により、違反行為に対する一定の抑止効果があった。
30	1007	建築確認支援システムに関する事務	都市計画部建築指導課	建築確認等の情報を瞬時に把握し、必要な情報を提供することにより、安全で安心なまちづくりの実現を図る。	・つくば市内において受理した建築工事届について、建築着工統計調査を毎月行い、茨城県を経て国へ報告する。 ・つくば市内の建築確認の処分を行った物件及び新たに建築基準法上の道として判定した道路について、電子データ化を行い、窓口やGISマップ上でそれらの情報提供、建築計画概要書等の写し交付及び台帳記載事項証明書交付等を行う。	建築確認に関する情報及び市内全域の建築基準法上における道の判定状況を電子データで管理することにより、建築時において必要な情報を瞬時に把握し市民へ情報提供することができた。 建築着工統計を報告することにより、建設総統計、国民経済計算等に活用された。
31	1011	市街地振興事業	都市計画部市街地振興課	国土利用計画法及び都市再生特別措置法に基づき、適正かつ合理的な土地利用や公共施設の改修等を行うことで、地域の拠点となるにぎわいのあるまちづくりを図る。	国土利用計画法に基づく土地取引の届出受理及び土地の利用目的方法を審査 つくば市立地適正化計画における、コンパクトなまちづくりの形成促進 都市再生整備計画のマネジメントと適正な国費の執行、現計画の事後評価及び新規計画の策定 低未利用土地等の譲渡に係る所得税及び個人住民税の特例措置に関すること	国土利用計画法の届出を通じて、適正な土地利用の動向を把握することができた。 都市再生特別措置法の届出を通じて、立地動向の把握ができた。 整備計画推進のため関係各課と連携し、進捗管理や現計画の事後評価及び新規計画を策定した。 租税特別措置法に基づき、低額の低未利用土地の譲渡を促進することで、土地の有効活用が図られた。
32	1012	安全安心な居住環境等の充実を図るための補助金交付事業	都市計画部建築指導課	狭隘道路の解消による安全な住宅市街地の形成及びがけ地に近接した住宅の移転による安全性の確保し、安心安全な居住環境等の充実を図る。	建築基準法第42条第2項道路に接する敷地において、道路中心線から2m後退した敷地の部分内にある門塙等を撤去する者に対して、補助金の交付を行う。 災害危険区域内にある既存不適格住宅の移転を行う者に対して、補助金の交付を行う。	後退敷地内の門塙等撤去費用の助成を行い、4m未満の道路を解消することにより、交通安全、防災機能等の改善が図られた。
33	1015	支線型バス実証実験事業	都市計画部総合交通政策課	高齢社会の進展に伴う、高齢者の移動手段の検討のため、生活に密着した地域の移動を担う新たな支線の検討を行う。	新たな支線交通として、10人乗ワゴン車を用いた支線型バスを2019年度から運行している。 コースは、つくタクOD（起終点）データから、筑波地区の中心市街地を通るルートも4コース設定し、定時定路線とする。 運行時間は、概ね8時～18時、土日祝日運行することにより、つくタクと差別化を行う。	令和2年度利用者は4,662人で前年度比8割となっている。
34	1016	路線バス実証実験事業	都市計画部総合交通政策課	高齢化率の高い公共交通の希薄な地域における移動手段を確保し、利便性を向上させる。	路線バス運賃補填実証実験事業：荖崎地区から牛久駅間の路線バス（4路線）について、つくバス並みの運賃で利用できるように運賃を補填（※ICカード利用のみ） 桜地区を通る民間路線バスの便数を日中時間帯増便 荖崎地区と牛久駅間の路線バスを新規運行し、つくバス並みの運賃で実施	令和2年度は運賃補填実証実験事業が58,469人、増便実証実験が10,319人、路線バス運行実証実験事業が21,825人となっている。対前年度比7割～8割となっている。
35	1042	学校跡地地域運営拠点事業	都市計画部周辺市街地振興室	学校跡地を核とした地域コミュニティの醸成及び小田地域への来訪者の市街地内への呼び込み・周遊促進を図る。	地域コミュニティ拠点の管理・運営方法の検討支援 利用者獲得支援 地域コンテンツ・メニューの検討・実施支援 地域の情報発信支援	旧小田小学校を拠点とした新たなコミュニティが形成されるなど、一定の効果が得られた。

令和2年度事務事業一覧（事務事業マネジメントシートから一部抜粋）

通し 番号	事業 番号	事務事業名	課名	事業の目的	事業の概要	成果
36	1043	MaaS等の活用検討	都市計画部総合交通政策課	公共交通の利用促進を図るため、多彩な交通手段を予約から決済まで可能なMaaS等の活用を検討する。	民間企業が構築を進めているMaaSのプラットフォームを研究し、連携を検討する。また、既存の経路検索サイトへつくバス時刻等のオープンデータを積極的に提供する。	つくば地域公共交通計画に、MaaSを活用し、交通手段のシームレス化について施策として記載した。
37	1044	シェアサイクル	都市計画部総合交通政策課	公共交通の補完による移動の利便性向上、中心市街地（つくば駅周辺）活性化への寄与、通勤時間帯を始めとした道路渋滞の緩和、更には市民の通勤手段の自転車への転換を後押しすることを目的とする。	シェアサイクル実施に向けた検討を実施。需要予測調査を行い、サイクルポートの設置場所、利用料金、自転車管理システム等について設計を実施。	他自治体で事業実施の実績があるシェアサイクル事業者や、既にシェアサイクル事業を実施している他自治体と打合せを実施することで、つくば市が必要とするシェアサイクル事業の仕様を確定 導入する自転車の種別を精査することで大幅なコストダウンを達成